

## ■ 国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等（ダイジェスト版）

### 基本原則 1：国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築

- 本学は、3つの使命『地域創生』『次世代形成』『多文化共生』及び5つの基本理念『学生教育を中心とする大学創り』『豊かな人間性と高い専門性の育成』『「知」の創造』『地域創生及び国際社会との連携』『不断の自己改革』の下、本学の教職員、学生及び経営協議会学外委員の意見を踏まえ、長期ビジョンとして『山形大学の将来構想』を策定しています。その上で、これらを実現するための道筋を第3期中期計画、年度計画及び「アニュアルプラン」※に定め公表しています。

※アニュアルプラン：本学の基本理念及びビジョンの実現に向け本学が独自に作成しているもので、当該年度の経営方針及び行動計画を記載したものを。

- 人事面・資金面における独自の資源配分の仕組みを整備し、機動的かつ戦略的に本学の目標を実現する体制を構築しています。また、IR（Institutional Research）機能により収集した情報を分析し、効果的な意思決定や経営資源の再配分に活用しています。今後、IR情報を活用した資源配分をより充実させるため、令和3年4月に学長直下の戦略企画部門を置く組織再編を行います。
- 経営面と教学面の分離によるガバナンス体制の強化、外部資金等の受入れ促進のための体制整備等を通じて、自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制を構築しています。なお、その体制構築に資する取り組みとして、経営人材の育成方針及び収入・支出の見直しを含めた中期的な財務計画を令和3年度までに策定し、公表していきます。

### 基本原則 2：法人の長の責務等（法人の長の責務、役員会の責務、法人の長を補佐する理事及び副学長等の活用）

- 長期ビジョンとして策定した「山形大学の将来構想」、中期目標・中期計画、年度計画、「アニュアルプラン」等の情報を学内会議において教職員に共有するとともに、学生等の理解が深まるよう様々な媒体を通じて積極的に情報発信しています。
- 学長及び理事等と学生との懇談会、キャンパス執行部と学長及び理事との情報交換会、学外の各分野で優れた識見を有する方に参加いただく顧問会議等を定期的を開催することを通じて、学内外の関係者の意見等を学長・理事が直接把握し各種施策に反映するための仕組みを構築しています。
- 法人の長を補佐する理事、副学長、法人部局長等の権限について学内規則に整理するとともに、学長特別補佐の設置等、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を構築しています。これら理事、副学長、学部長・研究科長等に係る業務については、年度計画や「アニュアルプラン」の達成状況の確認を通じて評価を行っています。
- 法人経営に係る重要事項を審議する役員会については、学長の迅速な意思決定に資するよう、毎週定例で開催しているほか必要に応じて臨時にも開催しています。

- 外部経験を有する人材を非常勤理事として登用することにより、学長から委任された業務についての深い知見を法人運営に活用しています。この学外理事の選考方針及び登用状況については、大学ホームページで公表しています。

### 基本原則 3：経営協議会，教育研究評議会，学長選考会議及び監事の責務と体制整備

- 本学の法人運営に大学を取り巻く多様な関係者の幅広い意見を反映するため、経営協議会の学外委員については、経済界・産業界、アカデミック分野、地方公共団体、マスメディアなど多様な業種や地域から、ダイバーシティを考慮して多面的な委員構成となるよう配慮して選考しています。こうした学外委員の選考の方針について、大学ホームページで公表しています。
- 学長選考会議は、自ら策定した学長候補者の選考基準及び選考実施計画に基づき学長候補適任者を決定するとともに、必要に応じて所信を聴く会を開催した上で、意向投票を実施せず、学長候補適任者に対するヒアリング結果等を総合的に判断して学長候補者を選考しています。
- 学長の業務執行状況を把握するため、学長選考会議が年度ごとに学長と意見交換を行うほか、学長の任期の3年目に中間評価、6年目に最終評価を実施することとしています。
- 令和2年4月の国立大学法人法の一部改正を踏まえ、学長選考会議の審議事項として『国立大学法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項』を追加し当該事項について検討しましたが、その時点では設置を見送ることとしています。今後、管理運営体制の強化に向けた検討の中で、必要に応じて当該事項について検討を行っていきます。

### 基本原則 4：社会との連携・協働及び情報の公表

- 国立大学法人として、社会への情報発信及び適切な情報公開を行うため「山形大学広報戦略」を策定するとともに、年度ごとに重点施策を定め、これらに基づいて適切な時期に、適切な方法で正確な情報を届ける広報活動を徹底しています。また、多様な関係者に対する透明性を確保のため、本学の使命及び基本理念や将来構想（長期ビジョン）、中期目標・中期計画及び年度計画、自己点検・評価、アニュアルレポートや事業報告書等、公表の目的・意味や対象を踏まえた各分野の公表情報を充実化しています。
- 国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程に基づき、教職員等及び学生の行動規範となる指針を策定し周知しています。また、同規程に基づいて学内でモニタリングを実施するとともに、その結果を担当理事及びコンプライアンス推進責任者（各部局長）が出席する連絡会において報告し、指針の改善等に活かしています。なお、内部統制システムを更に強化するため、令和2年度内に内部統制に係る規則を整備します。これにより、日常的モニタリング、定期モニタリング等点検や調査の仕組みを整備し、各業務の改善に活かす体制を強化します。